

横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会

審査報告書

令和4年9月

1 趣旨

横浜市国際学生会館の第五期指定管理者の選定にあたり、横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）は、応募団体の提出書類について、評価基準項目に従い、面接審査（プレゼンテーション及び質疑）を通じて総合的に審査しました。

このたび、審査が終了し、指定候補者として「公益財団法人横浜市国際交流協会」を選定しましたので報告します。

2 横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員

委員長 梶島 洋美（横浜国立大学副学長）

委員 太田 壘（横浜市立大学国際マネジメント研究科教授）

小山 明枝（税理士法人横浜会計事務所代表税理士）

中村 壽晴（鶴見区潮田西部地区自治連合会会長）

斐 安（特定非営利活動法人かながわ外国人すまいサポートセンター理事長）

3 選定経過

項目	日程
第1回選定評価委員会 公募要項の審議、評価項目・配点の審議等	令和4年6月10日（金）
公募書類の配布開始	令和4年6月17日（金）
応募書類の受付期間	令和4年7月19日（火）～ 7月22日（金）
第2回選定評価委員会 面接審査（1団体）	令和4年9月13日（火）

4 審査の考え方

(1) 財務状況審査について

応募団体から提出された書類の内容に基づき、財務状況について審査した結果、公の施設を運営するのに不適格な団体はありませんでした。

(2) 面接審査について

第2回選定評価委員会において、面接審査として提出書類に係るプレゼンテーション15分間と質疑15分間を実施しました。

(3) 評価方法と指定候補者の選定について

応募団体が1団体のみの場合であっても、選定評価委員会の定める最低基準（満点の6割）に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

評価にあたっては、採点は各評価項目において5段階評価とし、普通の場合を「3」、やや良い場合を「4」、良い場合を「5」、やや悪い場合を「2」、悪い場

合を「1」とすることとしました（配点が10点満点の項目はそれぞれ2倍、配点が15点満点の項目は3倍）。

各選定評価委員の評価点を合計し、総得点を確認した上で、団体を指定候補者とするにとしました。

5 選定評価項目と配点について

第1回選定評価委員会において、評価項目と配点については、次のとおり決定しました。

1 管理運営の基本方針及び運営に関する職員の体制について 25点

- ア 公の施設（複合施設）の管理運営の基本的な考え方（5点）
- イ 入居者及び会館利用者に対するサービスの基本方針（5点）
- ウ 広報についての考え方と具体的方策（5点）
- エ 職員配置及び研修計画（5点）
- オ 建物及び公の施設等の管理実績（5点）

2 利用者等との協働による取組の工夫 20点

- ア 入居者の自主組織との協働による運営面での工夫（5点）
- イ 地域住民との協働による運営面での工夫（5点）
- ウ 入居者に対する支援や相談体制の具体的方策（5点）
- エ 大学や行政機関、NGO等との連携による運営面での工夫（5点）

3 市民の国際理解及び国際交流事業の実施に係る考え方 25点

- ア 自主事業の実施方針・企画内容（10点）
- イ 市立学校等に対する事業提案（5点）
- ウ 地域住民との交流及び国際理解への取組（5点）
- エ 国際理解・国際交流事業等の実績（5点）

4 入居者審査の実施に係る考え方 20点

- ア 入居者審査の基本的な考え方（10点）
- イ 留学生の経済的な状況に配慮した入居者選考の考え方（5点）
- ウ 国際色を含めて多様性に配慮した入居者選考の考え方（5点）

5 施設運営及び維持管理 20点

- ア 施設・設備の維持保全及び修繕に関する具体的な計画及び備品管理（5点）
- イ 事故防止体制、緊急時（防犯・防災等）の対応（5点）
- ウ コンプライアンス（個人情報保護・情報公開等）の順守体制（5点）
- エ 環境対策、その他市政への協力（5点）

6 収支計画及び指定管理料 20点

- ア 収支計画の適正性（15点）
- イ 運営費の効率と効果（5点）

6 応募団体

次のとおり1団体から応募がありました。

- ・公益財団法人横浜市国際交流協会

※「市税滞納状況確認については滞納者がいないこと」「暴力団排除条例に基づく調査については排除措置対象に該当しないこと」など、公募要項で定めた欠格事項には該当しませんでした。

7 審査結果

＜指定候補者＞ 公益財団法人 横浜市国際交流協会

(審査得点)

評価項目	公益財団法人 横浜市国際交流協会 (指定候補者)
1 管理運営の基本方針及び運営に関する職員の体制について (125点)	99
2 利用者等との協働による取組の工夫 (100点)	74
3 市民の国際理解及び国際交流事業の実施に係る考え方 (125点)	98
4 入居者審査の実施に係る考え方 (100点)	70
5 施設運営及び維持管理 (100点)	77
6 収支計画及び指定管理料 (100点)	77
総 得 点 (650点)	495

8 総評

提案内容は、これまでの管理運営の経験を生かし、社会情勢等に鑑みた工夫や努力を加えた内容となっていました。学生に対して、地域の一員として行事や交流事業などの活動により一層の積極的な参加を促すなど、学生の本務である勉学・研究に集中できる住環境の充実に加えて、横浜での生活に充足感を与えられるような企図が見られ、学生会館内部の活動にとどまらない発展的な提案内容が盛り込まれていました。

財務状況については、学生が充実した生活を送るための居室の清掃管理や急な修繕などの対応に備えた予備費を設定し、学生会館の管理費に充当するなど、これまでの指定管理において指摘等を受けていた課題の改善が見られました。

学生会館の管理運営にあたっては、施設の設置目的から、単なる入居施設の管理にとどまらず、市民の国際理解・国際交流の増進に寄与する運営を行っていただく必要があります。そのために、留学生が、学校の授業だけでは享受できない学びや気付きを得ることができる環境づくりを推し進めるよう期待します。なお、学生の負担も考慮し、あくまでも交流活動と勉学・研究とのバランスを保つように配慮した事業展開が望ましいことを申し添えます。

今後も引き続き、指定管理者と横浜市が積極的に連携・協働して、学生会館がより良く運営されることを期待します。